

様式第8号（第8条関係）

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

殿

富山県知事

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、〔①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）〕にあり、ご自身を傷ついたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、〔①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定〕による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に係る行政機関の職員
 - ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、本職に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(健康対策室)

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第24号

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同条第2項中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改める。

第7条第1項中「第26条の3第1項」の次に「（法第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第26条の3第3項」の次に「（法第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

様式第1号中「提起することができます。ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

様式第1号の2中「及び第44条の7第1項」を「（第44条の11第1項）」に改める。

様式第2号中「及び第44条の7第3項」を「(第44条の11第3項)」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第4号中「及び第45条第2項」を「(第45条第2項)」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第6号中「及び第5項(法)」を「(第19条第5項、)」に、「場合を含む。」を「法第19条第3項(第5項)」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第8号中「及び第3項(法)」を「(第20条第3項、)」に、「場合を含む。)並びに」を「法第20条第2項(第3項)、)」に、「及び第3項の)」を「(第3項)の)」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第9号中「法第26条において準用する場合を含む。)及び第46条第4項」を「第26条において準用する法第20条第4項、第46条第4項)」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第10号中「同法第50条第1項において準用する場合を含む。」を「第44条の3の2第6項(第50条の3第6項)において読み替えて準用する同法第26条の3第1項、第50条第1項」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第11号中「同法第50条第1項において準用する場合を含む。」を「第44条の3の2第6項(第50条の3第6項)において読み替えて準用する同法第26条の3第3項、第50条第1項」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第12号から様式第14号までの規定中「同法」及び「において準用する場合を

含む。」を削り、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

様式第15号中「同法」及び「において準用する場合を含む。」を削る。

様式第16号及び様式第17号中「同法」及び「において準用する場合を含む。」を削り、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

様式第18号中「同法」及び「において準用する場合を含む。」を削る。

様式第18号の2及び様式第19号中「同法」及び「において準用する場合を含む。」を削り、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

様式第20号中「同法」及び「において準用する場合を含む。」を削る。

様式第21号から様式第23号までの規定中「同法」及び「において準用する場合を含む。」を削り、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（健康対策室）

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第25号

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則（昭和39年富山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考9(2)中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(こども家庭室)
